

質疑回答書

工事(委託)番号:R8国補公下維(委)第1号

工事(委託)件名:土浦市ウオーターPPP事業者選定支援業務委託

| No. | 質 疑 | 回 答 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>「入札公告 2 競争参加資格 (1)入札参加資格」「入札公告 2 競争参加資格 (4)技術者の配置」、「一般仕様書 第1章 総則 1.9 会社実績」、「一般仕様書 第1章 総則 1.10 管理技術者及び技術者」、「一般仕様書 第三章 照査 3.2照査の体制」に「下水道事業に係るウオーターPPPの事業者選定等に関する発注支援業務」との記載があります。</p> <p>事業スキーム検討、民間事業者への説明資料作成、サウンディング調査の補助、入札・契約方式検討、事業者選定スケジュールの整理等が含まれている下水道事業に係るウオーターPPPに関する導入可能性調査は、当該発注支援業務に該当すると解釈してよろしいでしょうか。</p> | <p>ご質問の「下水道事業に係るウオーターPPPに関する導入可能性調査」につきましては、本業務で求める「ウオーターPPPの事業者選定等に関する発注支援業務」の実績には該当いたしません。</p> |
| 2 | <p>「入札公告 2 競争参加資格 (1)入札参加資格 イ」に「契約実績を有すること」との記載がありますが、「一般仕様書 第1章 総則 1.9 会社実績」には、「締結し、履行した実績を有すること」となっており、相違しています。入札公告が正しいとし、「契約実績を有すること」と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、同様に「入札公告 2 競争参加資格 (4)技術者の配置」に『管理技術者及び照査技術者として、技術士(総合技術監理部門「上下水道-下水道」又は(上下水道部門「下水道」)の資格、かつ、下水道事業に係るウオーター PPPの事業者選定等に関する発注支援業務の経験を有する者を配置できること。ただし、直接的な雇用関係にある者とする。』との記載がありますが、「一般仕様書 第1章 総則 1.10 管理技術者及び技術者(2)」には、『管理技術者は、「技術士:総合技術監理部門 上下水道-下水道」の資格を有し、管理技術者または照査技術者として、下水道事業に係るウオーターPPPの事業者選定等に関する発注支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者を配置しなければならない。』とあり、「一般仕様書 第三章 照査 3.2照査の体制」には『「技術士:総合技術監理部門 上下水道-下水道」の資格を有し、管理技術者または照査技術者として、下水道事業に係るウオーターPPPの事業者選定等に関する発注支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者』となっており、資格、実績ともに相違しています。</p> <p>管理技術者及び照査技術者の資格は、入札公告が正しいとし、『技術士(総合技術監理部門「上下水道-下水道」又は(上下水道部門「下水道」)を保有している者』と考えてよろしいでしょうか。業務経験としても、入札公告が正しいとし、「下水道事業に係るウオーター PPPの事業者選定等に関する発注支援業務の経験を有する者」と考え、工期の50%を超えているような業務を履行している者は、経験を有する者として認めていただけますでしょうか。</p> | <p>「入札公告 2 競争参加資格 (1)入札参加資格 イ」につきましては、契約実績があり、かつ、業務が完了していることが条件となります。そのため、訂正公告を掲載いたします。</p> <p>また、技術者の条件につきまして、「入札公告 2 競争参加資格 (4)技術者の配置」記載の条件は入札に参加するための条件であり、契約に際しましては、「入札公告 2 競争参加資格 (4)技術者の配置」及び仕様書の両方の条件を満たす必要があります。そのため、本案件においては、管理技術者及び照査技術者は仕様書に記載している「技術士:総合技術監理部門 上下水道-下水道」の資格を有し、管理技術者または照査技術者として、下水道事業に係るウオーターPPPの事業者選定等に関する発注支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者」を満たした技術者を配置する必要があります。</p> |

| No. | 質 疑 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 3 | <p>公告の2(4)に「管理技術者及び照査技術者として、技術士(総合技術監理部門「上下水道-下水道」又は(上下水道部門「下水道」)の資格、かつ、下水道事業に係るウォーター PPPの事業者選定等に関する発注支援業務の経験を有する者を配置できること。ただし、直接的な雇用関係にある者とする。」とありますが、仕様書の1.10-2には「管理技術者は、「技術士:総合技術監理部門 上下水道-下水道」の資格を有し、管理技術者または照査技術者として、下水道事業に係るウォーターPPPの事業者選定等に関する発注支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者を 配置しなければならない。」とあります。 技術士 上下水道部門「下水道」での対応で問題ないでしょうか。</p> | <p>技術者の条件につきまして、「入札公告 2 競争参加資格 (4)技術者の配置」記載の条件は入札に参加をするための条件であり、契約に際しましては、「入札公告 2 競争参加資格 (4)技術者の配置」及び仕様書の両方の条件を満たす必要があります。そのため、本案件においては、管理技術者及び照査技術者は仕様書に記載している「技術士:総合技術監理部門 上下水道-下水道」の資格を有し、管理技術者または照査技術者として、下水道事業に係るウォーターPPPの事業者選定等に関する発注支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者」を満たした技術者を配置する必要があります。</p> |
| 4 | <p>本工事費内訳書の「弁護士費用」について、積算上の「単価の引用図書(書籍名, 頁数, 図書上の項目名, 割引等の補正率)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p> | <p>本業務における「弁護士費用」の積算にあたっては、複数社からの見積り比較により算定しているため、特定の引用図書等はございません。</p> |
| 5 | <p>本工事費内訳書の「旅費交通費」について、積算上の区分は「調査、計画業務」という認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>御見込のとおり、「調査、計画業務」の区分として積算しています。</p> |
| 6 | <p>本工事費内訳書の「電子成果品作成費」について、積算上の区分は「その他の設計業務」という認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>御見込のとおり、「その他の設計業務」の区分として積算しています。</p> |
| 7 | <p>本工事費内訳書の「旅費交通費」、「電子成果品作成費」、「その他原価」について、積算上、「弁護士費用」は算定対象外として計上されていますでしょうか。</p> | <p>御見込のとおり、「旅費交通費」「電子成果品作成費」「その他原価」の算定において、「弁護士費用」は、算定対象外として処理しています。</p> |
| 8 | <p>本工事費内訳書の「一般管理費等」について、積算上、算定対象外となる項目がある場合、その項目名を全てご教示いただけますでしょうか。</p> | <p>個別に除外している特定の項目はございません。</p> |
| 9 | <p>本工事費内訳書の第0001号代価表「実施方針の検討」～第0007号代価表「契約締結に係る支援」、第0009号代価表「報告書の作成」、第0010号代価表「照査」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名, 頁数, 基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p> | <p>当該代価表に適用した歩掛については、複数社からの見積り比較により算定しているため、特定の掲載図書等はございません。</p> |
| 10 | <p>質疑9について、積算上適用された「補正条件」及び「補正率算出のために使用した数量」を全てご教示いただけますでしょうか。</p> | <p>質疑9の回答のとおり、見積り比較により算定しているため、積算基準書等に基づく特定の補正条件や数量の算定はございません。</p> |

工事(委託)番号:R8国補公下維(委)第1号

工事(委託)件名:土浦市ウォーターPPP事業者選定支援業務委託

| No. | 質 疑 | 回 答 |
|-----|---|--|
| 11 | 本工事費内訳書の第0008号代価表「打合せ」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名, 頁数, 規格(土木設計業務等))」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。 | 当該代価表に適用した歩掛については、複数社からの見積り比較により算定しているため、特定の掲載図書等はございません。 |
| 12 | 本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。 | 本業務における直接人件費の積算にあたっては、見積歩掛を採用しております。なお、当該見積歩掛の具体的な内容につきましては、入札・契約の公正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、公表いたしません。 |
| 13 | 本案件について、見積単価を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。 | 本業務における「弁護士費用」の積算にあたっては、見積単価を採用しております。なお、当該見積単価の具体的な金額につきましては、入札・契約の公正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、公表いたしません。 |
| 14 | 本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。 | 本業務の積算において、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用している項目はございません。 |